

2006年6月7日

株 主 各 位

静岡県浜松市細江町中川2036番地の1  
**ローランド株式会社**  
取締役社長 田 中 英 一

## 第34期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第34期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙にその賛否をご表示のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |        |   |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2006年6月23日（金曜日）午前10時                            |
| 2. 場 所 | 静岡県浜松市板屋町111番地の1<br>アクトシティ浜松コンgresセンター 4階 41会議室 |

本総会は開催場所が前回と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第34期（自 2005年4月1日 至 2006年3月31日）  
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第34期（自 2005年4月1日 至 2006年3月31日）  
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 第34期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件 その1
- 第3号議案 定款一部変更の件 その2
- 第4号議案 取締役9名選任の件

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.roland.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 営業報告書

(自 2005年4月1日)  
(至 2006年3月31日)

### I 営業の概況

#### 1. 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度の日本経済は、企業収益の改善や設備投資の増加等を背景に景気は回復しつつあり、少子化や年金問題等の将来不安は残しつつも、雇用や所得の改善により個人消費は緩やかな回復基調で推移しました。世界経済においては米中経済が牽引役を果たしたものの、原油価格高騰など先行きは不透明な状況です。このような環境下において、電子楽器事業では付加価値の高い商品開発に重点をおきながら、国内外関係会社を軸にしたグローバルな流通ネットワークにより、マーケットへの浸透を進めてきました。特に欧州や北米を中心に、前期に引き続き電子ドラム等の電子楽器や、コンピュータ・ミュージック関連機器が好調に推移しました。一方、コンピュータ周辺機器事業では、需要拡大が期待できる「カラー」（業務用大型カラープリンター）と「3D」（3次元入出力装置）の二分野を中心に積極的な事業展開を図り、特に欧米での売上を伸ばしました。

以上の結果、全体では売上高は892億74百万円（前連結会計年度比17.6%増）、営業利益は83億74百万円（前連結会計年度比24.2%増）、経常利益は90億4百万円（前連結会計年度比22.7%増）、当期純利益は32億8百万円（前連結会計年度比33.8%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次の通りです。

#### 【電子楽器事業】

「電子楽器」は、前期に引き続き電子ドラムがラインナップの充実により堅調であったことに加え、シンセサイザーの新製品を中心に高価格帯機種が北米での売上に貢献するなど、高付加価値製品の販売増加に結びつき、前年同期を上回りました。

「家庭用電子楽器」は、電子ピアノの低価格化が進む中で、敢えてグランドタイプの最上級モデルを発表し、高い付加価値の訴求に努めてきました。また楽譜の表示やレッスン機能が楽しめる大型液晶ディスプレイを備えたシリーズを充実させるなど、二極化する需要に対応することで、売上は前年同期を上回りました。

「音響機器」は、手軽にCDへ音楽の録音が可能な新しいタイプのレコーダー等を市場投入するとともに、ギターリスト向けのハードディスク・レ

コーダーも販売を伸ばしたことから売上が前年同期を上回りました。

「コンピュータ・ミュージック関連機器他」は、ハイクオリティな音質性能を実現したポータブル・レコーダーが、増加の一途である携帯型プレーヤー／レコーダー需要において、上位機種へのニーズに合致したことから販売数を伸ばしました。また音楽用の低価格USBインターフェースも売上の伸張に大きく貢献し、前年同期を上回りました。

以上の結果、売上高は580億5百万円（前連結会計年度比16.7%増）、営業利益は24億9百万円（前連結会計年度比59.0%増）となりました。

#### **〔コンピュータ周辺機器事業〕**

ラインナップの充実によりプリンターが売上を伸ばしましたが、新たに開発した低溶剤系インク「エコソル・マックス」の投入により対応メディアが広がり、特に低溶剤系インクジェットプリンターの大型機種を中心に売上が増加しました。また工作機器においては、金属やアクリル等へ写真や文字を打刻するメタル・プリンタが海外を中心に販路拡大するなど、好調に推移しました。さらに新製品のインクの貢献により、サプライも売上を伸ばし、事業全体で前年同期を上回りました。

以上の結果、売上高は312億68百万円（前連結会計年度比19.4%増）、営業利益は59億64百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

## **2. 企業集団の対処すべき課題**

事業の種類別セグメントごとの課題について、次の通り対処します。

### **〔電子楽器事業〕**

#### **(1) 新規分野の開拓**

新規分野として注力する映像関連機器については、電子楽器製造の技術資産を活かし、音と映像が高度に融合する新たな創造の可能性をひろげる商品提案を推進しています。

また従来の個人ユーザー向けだけではなく、業務用、設備用の販売拡大にも注力していきます。2005年9月には業務用音響機器の新ブランド「RSS」を発表しました。業務用音響機器は、公共施設、アミューズメント施設、商業施設などにおける「空間演出」としての用途が拡大しています。当社では、従来からデジタル録音によるメンテナンスフリーのアナウンス装置を中心とした提案をしてきましたが、今後はこのような「デジタル化」に加え、「EDIROL」ブランドで展開する映像機器とあわせた「音と映像のシステム・ソリューション」を提案することにより、販売拡大を目指します。

## (2) グローバル生産体制の構築

日本で開発した基礎技術、応用技術をベースとして、生産は消費地に近い拠点で行う「ローカル・プロダクション」を推進しています。輸送などの事業効率の向上のみならず、地域ごとに異なるニーズに沿った商品供給を目指します。中国の生産拠点においても、従来の低価格帯商品の輸出だけでなく、中国国内市場を視野に入れた生産拡充を進め、日本、北米、欧州の生産拠点と合わせ、より柔軟に対応できるグローバル生産体制の構築を目指します。

## (3) 国内事業の拡充

### ① 音楽教育事業の強化

当社が展開する音楽教室では、電子楽器を積極的に活用し、ピアノ、オルガン、コンピュータ・ミュージックを楽しく身につけることが可能です。これはミュージックデータや自動伴奏など、電子楽器の特徴的機能を音楽性の向上に効果的に活かす独自の考え方「ism（イズム）」による新しいレッスンスタイルに基づくものです。今後はさらにブロードバンド・ネットワークを活用し、電子楽器の音楽教育における可能性を広げることで、事業強化を図ります。

### ② イン・ショップ展開による売上拡充

様々な商品が溢れる中であっても、当社商品を十分に理解していただいた上で購入いただくために、販売店との提携により、店舗内に当社商品専門の販売スペースを設置する「Planet（プラネット）」ショップを展開しています。「Planet」では、充実した商品展示と専任販売員の接客により、当社商品の魅力を直接顧客に伝えることが可能です。2004年11月に第1号店を開設し、2006年3月末現在では10店舗を運営しています。

## [コンピュータ周辺機器事業]

### (1) DVE (Digital Value Engineering) の推進

急速に変化する社会において、その求めるニーズは多様化しています。従来の手法を見直し、デジタル技術やIT化によるプロセスの変革を通して期間短縮やコスト削減等、新たな付加価値を生み出すことが必要かつ重要になります。顧客に対しては、顧客の視点から付加価値を創出し、満足度の向上を図るトータルソリューションの提案、社内では開発、製造、営業やその他各部門がそれぞれの立場で価値創造のためのプロセスの変革、業務内容の改善を考えていきます。こうした「社会の変化に対応し、プロセスの変革を通して、新たな付加価値を創造する」ことをDVEと定義し、推進していきます。

(2) カラー（業務用大型カラープリンター）& 3D（3次元入出力装置）  
戦略の継続展開

今後とも、引き続きカラーと3Dの基本路線に沿って、経営資源を集中し、トータルソリューションの提供による積極的な営業展開を図っていきます。

(3) 営業網の拡充

営業網の拡充につきましては、海外市場における重点地域の開拓に注力します。当期はスペインに子会社Roland Digital Group Iberia, S.L.を設立し、2月から営業活動を開始しました。またグループ内の再編で、ローランド ディー・ジー・株式会社の子会社であるRoland DG Australia Pty.Ltd.が、当社の子会社からニュージーランドの販売会社を買取り、子会社としました。今後更に欧州市場を中心に拠点の整備、スタッフの充実を具体化していきます。

(4) 開発及び生産体制の強化

開発体制につきましては、基礎技術の研究を行う研究開発部と製品開発を行う製品開発部の2つの組織からなっています。製品開発にはより一層の迅速性と新技術、高付加価値が求められており、積極的な開発投資を行っていきます。また生産面ではデジタル屋台をより一層進展させることにより、生産性及び品質の向上、コスト削減、開発との連携強化を図っていきます。

株主のみなさまには、今後ともなお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### 3. 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、連結子法人等ローランドイーディー株式会社は、2005年7月13日開催の同社取締役会決議に基づき2005年8月30日に株主割当による新株式の発行を行いました（発行新株式数184千株、発行価額1株につき1,374円、発行価額の総額252,816千円）。

これにより調達した資金は、主としてR S Sブランドの製品開発投資及び事業運転資金に使用いたします。

### 4. 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度は、電子楽器事業においては新製品開発に伴う金型投資等で12億70百万円、コンピュータ周辺機器事業においては都田事業所の新設による生産設備の取得を中心に19億46百万円、総額32億16百万円の設備投資を実施しました。

## 5. 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

### (1) 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 31 期 (2003年) (3 月期)	第 32 期 (2004年) (3 月期)	第 33 期 (2005年) (3 月期)	第 34 期 (当連結会計年度) (2006年) (3 月期)
売 上 高(百万円)	63,322	65,398	75,906	89,274
経 常 利 益(百万円)	2,405	3,654	7,337	9,004
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△1,189	1,120	2,398	3,208
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△47円63銭	42円53銭	92円43銭	124円65銭
総 資 産(百万円)	67,383	66,900	75,116	81,738
純 資 産(百万円)	47,848	47,868	49,322	53,524

(注) 1 株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。

### (2) 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 31 期 (2003年) (3 月期)	第 32 期 (2004年) (3 月期)	第 33 期 (2005年) (3 月期)	第 34 期 (当期) (2006年) (3 月期)
売 上 高(百万円)	28,016	29,526	32,504	33,457
経 常 利 益(百万円)	773	1,013	2,631	3,080
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△158	708	1,797	1,985
1 株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△6 円21銭	27円26銭	70円03銭	77円33銭
総 資 産(百万円)	46,076	45,407	45,398	47,613
純 資 産(百万円)	40,667	40,777	41,399	43,087

(注) 1. 1 株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき計算しております。

2. 第32期から、「商法施行規則の一部を改正する省令（平成15年2月28日法務省令第7号）」による改正後の商法施行規則に基づいて計算書類等を作成しておりますので、従来の「当期利益」「1株当たり当期利益」は「当期純利益」「1株当たり当期純利益」と表示しております。

## Ⅱ 会社の概況 (2006年3月31日現在)

### 1. 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、電子楽器及びコンピュータ周辺機器の開発、製造、販売を主要な事業とし、かつ、これに付帯する事業を営んでおります。

事業別セグメントの売上高と構成比は、次の通りであります。

事業の種類別セグメントの名称	品 目	金 額	売上構成比
電 子 楽 器 事 業		百万円	%
	電 子 楽 器	29,324	32.8
	家 庭 用 電 子 楽 器	10,670	12.0
	音 響 機 器	6,963	7.8
	コンピュータ・ミュージック 関 連 機 器 他	11,046	12.4
	小 計	58,005	65.0
コンピュータ周辺機器事業	プリンター、プロッタ他	31,268	35.0
合	計	89,274	100.0

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 2. 企業集団の主要な営業所及び工場等

会社名	名称	所在地
当 社	本 社 工 場	静岡県浜松市
	都田工場・都田試験センター	静岡県浜松市
	松 本 工 場	長野県松本市
	浜 松 研 究 所	静岡県浜松市
	浜松流通センター	静岡県浜松市
	東京オフィス	東京都千代田区
	大阪オフィス	大阪市北区
ローランドディー・ジー株式会社	本 社 工 場	静岡県浜松市
	都 田 事 業 所	静岡県浜松市
	大 久 保 事 業 所	静岡県浜松市
ボス株式会社	本 社 工 場	静岡県浜松市
Roland Europe S.p.A.	本 社 工 場	Acquaviva Picena, Italy
Roland Corporation U.S.	本 社	Los Angeles California, U.S.A.
Rodgers Instruments LLC	本 社 工 場	Hillsboro Oregon, U.S.A.

(注) 松本工場はローランドディー株式会社から当社より賃貸しています。

## 3. 株式の状況

- |                  |             |
|------------------|-------------|
| (1) 会社が発行する株式の総数 | 50,000,000株 |
| (2) 発行済株式総数      | 25,572,404株 |
| (3) 株 主 数        | 4,575名      |

#### 4. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
財団法人ローランド芸術文化振興財団	2,335	9.3	—	—
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー) サブアカウントアメリカンクライアント (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	2,184	8.7	—	—
梯 郁太郎	1,507	6.0	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,366	5.4	—	—
バンクオブニューヨークヨーロッパ リミテッドルクセンブルグ131800 (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行兜町証券決済業務室)	981	3.9	—	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	922	3.7	—	—
パイオニア興産株式会社	800	3.2	—	—
ローランド社員持株会	685	2.7	—	—
モルガンスタンレーアンド カンパニーインク (常任代理人 モルガン・ スタンレー証券会社東京支店)	580	2.3	—	—
株式会社りそな銀行	561	2.2	—	—

(注) 当社は、株式会社りそな銀行の持株会社である株式会社りそなホールディングスの株式を1,984株所有し、その出資比率は0.01%であります。

#### 5. 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

##### (1) 取得した株式

普通株式 1,022株 取得価額の総額 2,451千円

##### (2) 処分した株式

普通株式 55株 処分価額の総額 113千円

##### (3) 失効手続きした株式

当期における失効手続きはありません。

##### (4) 決算期末において保有する株式

普通株式 461,663株

## 6. 従業員 の 状 況

### (1) 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
電子楽器事業	1,730名	10名減
コンピュータ周辺機器事業	561名	68名増
合 計	2,291名	58名増

(注) 上記のほか、臨時従業員として期中平均雇用人員190名がおります。

### (2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
716名	9名増	41歳3ヵ月	15年11ヵ月

(注) 上記のほか、出向社員11名、臨時従業員として期中平均雇用人員49名がおります。

## 7. 企業結合の状況

### (1) 重要な子法人等の状況

名 称	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
ボ ス 株 式 会 社	40百万円	100%	電子楽器の製造
ローランド イーディー 株 式 会 社	300百万円	45.0%	電子楽器の製造販売
ローランド ディー・ジー 株 式 会 社	36億68百万円	40.0%	コンピュータ周辺機器の 製造販売
ローランド エンジニアリング 株 式 会 社	50百万円	100%	電子楽器の販売
Roland Europe S.p.A.	EUR 9百万	100%	電子楽器の製造販売
Rodgers Instruments LLC	US\$ 26百万	100% (100)	電子楽器の製造販売
Roland Corporation U.S.	US\$ 680千	100%	電子楽器の販売
Roland (U.K.)Ltd.	Stg. £ 5百万	100%	電子楽器の販売
Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.	EUR 3百万	100%	電子楽器の販売
Roland DGA Corporation	US\$ 4百万	71.8% (71.8)	コンピュータ周辺機器の 販売
Roland Audio Development Corporation	US\$ 300千	100% (100)	電子楽器の製造販売
Roland Canada Ltd.	CAN\$ 7千	79.4%	電子楽器の販売
Roland DG Benelux n.v.	EUR 72千	70.0% (70.0)	コンピュータ周辺機器の 販売
Roland Central Europe n.v.	EUR 75千	70.0%	電子楽器の販売
Edirol Corporation North America	US\$ 5百万	100% (0.7)	電子楽器の販売
Roland Italy S.p.A.	EUR 1百万	90.0%	電子楽器の販売
Roland DG (U.K.)Ltd.	Stg. £ 3百万	100% (100)	コンピュータ周辺機器の 販売
Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S	DKr 600千	85.0%	電子楽器、コンピュータ 周辺機器の販売
Roland Iberia, S.L.	EUR 1百万	71.4%	電子楽器の販売
Roland Corporation Australia Pty. Ltd.	A\$ 833千	70.4%	電子楽器の販売
Allans Music Group Unit Trust	A\$ 4百万	59.0% (59.0)	楽譜の出版卸売
Roland Systems Group U.S.	US\$ 3百万	100%	電子楽器の販売
Roland Digital Group Iberia, S.L.	EUR 104千	100% (100)	コンピュータ周辺機器の 販売

- (注) 1. 当社の出資比率の( )内は、間接所有による出資比率を内数で記載しております。
2. Roland Canada Ltd.は、2006年2月24日付でRoland Canada Music Ltd.から商号を変更しました。
3. Roland Corporation Australia Pty. Ltd.及びAllans Music Group Unit Trustは、その重要性が増したため、当期より重要な子法人等に含めています。

4. Roland Systems Group U.S. は、当期中に当社が全額出資で設立し、重要な子法人等となりました。
5. Roland Digital Group Iberia, S.L. は、当期中にローランド ディー. ジー. 株式会社 が全額出資で設立し、重要な子法人等となりました。

## (2) 企業結合の成果

連結子法人等は前記の重要な子法人等23社で、その他持分法適用会社は非連結子法人等1社、関連会社1社です。当連結会計年度の売上高は892億74百万円（前連結会計年度比17.6%増）、営業利益は83億74百万円（前連結会計年度比24.2%増）、経常利益は90億4百万円（前連結会計年度比22.7%増）、当期純利益は32億8百万円（前連結会計年度比33.8%増）です。

## 8. 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 主 な 職 業
取締役会長 (代表取締役)	檀 克 義	
取締役社長 (代表取締役)	田 中 英 一	営業部門担当 兼 ローランド エンジニアリング(株)取締役社長
専務取締役	西 澤 一 朗	管理部門担当、業務部門担当 兼 社長室長
取 締 役	三 木 純 一	技術スタッフ部門担当、品質保証部担当
取 締 役	近 藤 公 孝	D T M P 開発部長 兼 ローランドイーディー(株)取締役営業部長
取 締 役	柳 瀬 和 也	C K 開発部門担当 兼 ピアノ開発部長
取 締 役	小 川 隆	生産部門担当 兼 プロダクション部長
取 締 役	富 岡 昌 弘	ローランド ディー. ジー. (株)取締役社長
常勤監査役	庄 司 東 生	
常勤監査役	河 合 保	
監 査 役	川 島 実	アルタスコンサルティング代表 日本バルカー工業(株)社外取締役
監 査 役	前 川 三 喜 男	公認会計士前川三喜男事務所所長 愛知淑徳大学助教授

- (注) 1. 2005年6月24日開催の第33期定時株主総会終結の時をもって、新田 寛、菊本忠男の両氏は取締役を退任いたしました。
2. 2005年6月24日開催の第33期定時株主総会において、柳瀬和也、小川 隆、富岡昌弘の各氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 監査役 川島 実及び前川三喜男の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(決算期後の異動)

2006年4月1日付をもって、取締役の担当及び主な職業が次のとおり変更となりました。

氏 名	異 動 後	異 動 前
田 中 英 一	統轄、営業部門担当、MI開発部門担当、技術部門担当 兼 ローランド エンジニアリング(株)取締役社長	営業部門担当 兼 ローランド エンジニアリング(株)取締役社長
西 澤 一 朗	管理部門担当、業務部門担当 兼 監査室担当	管理部門担当、業務部門担当 兼 社長室長
三 木 純 一	開発スタッフ部門担当 兼 品質保証部担当	技術スタッフ部門担当、品質保証部担当
近 藤 公 孝	DTMP開発部門担当 兼 ローランド イーディー(株)取締役営業部長	DTMP開発部長 兼 ローランド イーディー(株)取締役営業部長
柳 瀬 和 也	CK事業部門担当	CK開発部門担当 兼 ピアノ開発部長
小 川 隆	生産部門担当	生産部門担当 兼 プロダクション部長

9. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

62百万円

(2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務(監査証明業務)の対価として当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

57百万円

(3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額

31百万円

(注) 当社及び当社の子法人等と会計監査人との間の監査契約において「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」にもとづく監査と証券取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、(3)の金額には証券取引法にもとづく監査報酬等の額を含めております。

### Ⅲ 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

---

◎本営業報告書中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。ただし、1株当たり当期純利益につきましては、銭未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(2006年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	(81,738,137)	( 負 債 の 部 )	(14,298,299)
流 動 資 産	53,556,538	流 動 負 債	11,725,264
現金及び預金	20,616,015	支払手形及び買掛金	4,477,773
受取手形及び売掛金	11,311,068	短期借入金	953,135
有価証券	45,387	一年以内返済予定長期借入金	136,799
たな卸資産	16,892,615	未払法人税等	1,194,498
繰延税金資産	1,558,097	繰延税金負債	15,470
その他	3,721,990	賞与引当金	1,343,896
貸倒引当金	△ 588,636	その他	3,603,689
固 定 資 産	28,181,598	固 定 負 債	2,573,035
有形固定資産	17,638,509	長期借入金	376,908
建物及び構築物	8,159,045	繰延税金負債	494,058
機械装置及び運搬具	802,453	再評価に係る繰延税金負債	187,289
工具器具備品	1,919,414	退職給付引当金	55,697
土地	6,673,620	その他	1,459,081
建設仮勘定	83,975	( 少数株主持分 )	
無形固定資産	1,434,798	少数株主持分	13,915,092
ソフトウェア	1,059,339	( 資 本 の 部 )	(53,524,745)
電話加入権等	101,206	資 本 金	9,274,272
連結調整勘定	274,252	資 本 剰 余 金	10,800,469
投資その他の資産	9,108,290	利 益 剰 余 金	34,479,517
投資有価証券	4,573,464	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,498,983
長期貸付金	578,269	その他有価証券評価差額金	807,719
繰延税金資産	188,824	為替換算調整勘定	341,863
その他	3,802,221	自 己 株 式	△ 680,113
貸倒引当金	△ 34,489		
資 産 合 計	81,738,137	負債、少数株主持分及び資本合計	81,738,137

## 連結損益計算書

(自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
( 経 常 損 益 の 部 )		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高		89,274,058
営 業 費 用		
売 上 原 価	51,273,338	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	29,626,057	80,899,395
営 業 利 益		8,374,662
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	259,038	
為 替 差 益	339,089	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	75,065	
そ の 他	335,797	1,008,990
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	323,639	
そ の 他	55,332	378,972
経 常 利 益		9,004,680
( 特 別 損 益 の 部 )		
特 別 利 益		
前 期 損 益 修 正 益	24,247	
固 定 資 産 売 却 益	21,411	
特 別 配 当 金	79,674	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1,499	
関 係 会 社 持 分 変 動 益	168,622	
営 業 譲 渡 益	73,718	369,173
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	65,895	
関 係 会 社 整 理 損	12,325	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	210,349	
減 損 損 失	14,507	303,077
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		9,070,777
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,333,101	
過 年 度 法 人 税 等	79,729	
法 人 税 等 調 整 額	203,882	3,616,712
少 数 株 主 利 益		2,245,989
当 期 純 利 益		3,208,075

## 連結貸借対照表及び連結損益計算書注記

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。  
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 23社

ボス(株)、ローランド イーディー(株)、ローランド ディー. ジー. (株)、ローランド エンジニアリング(株)、Roland Europe S.p.A.、Rodgers Instruments LLC、Roland Corporation U.S.、Roland (U.K.) Ltd.、Roland Elektronische Musikinstrumente HmbH.、Roland DGA Corporation、Roland Audio Development Corporation、Roland Canada Ltd.、Roland DG Benelux n.v.、Roland Central Europe n.v.、Edirol Corporation North America、Roland Italy S.p.A.、Roland DG (U.K.) Ltd.、Electronic Musical Instruments Roland Scandinavia A/S、Roland Iberia, S.L.、Roland Corporation Australia Pty. Ltd.、Allans Music Group Unit Trust、Roland Systems Group U.S.、Roland Digital Group Iberia, S.L.

非連結子法人等の数 18社

Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.、Roland DG Australia Pty. Ltd.、Edirol Europe Ltd.、その他15社

なお、前連結会計年度において連結子法人等であったローランド テック(株)は2005年6月20日に清算終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。また、2005年4月11日に設立したRoland Digital Group Iberia, S.L.、2005年9月30日に設立したRoland Systems Group U.S.、並びに前連結会計年度において非連結子法人等であったRoland Corporation Australia Pty. Ltd.及びAllans Music Group Unit Trustは当連結会計年度において重要性が増したため、それぞれ当連結会計年度から連結の範囲に含めています。

その他の非連結子法人等Roland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.、Roland DG Australia Pty. Ltd.及びEdirol Europe Ltd.等合計18社については、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等のうちRoland Brasil Importacao, Exportacao, Comercio, Representacao e Servicos Ltda.及び関連会社のうちRoland Taiwan Electronic Music Corporationの合計2社に対する投資額については持分法を適用しています。

その他の非連結子法人等17社及び関連会社4社については、合計の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等がいずれも連結計算書類に重大な影響を及ぼしていないため、持分法を適用していません。持分法を適用していない会社はRoland DG Australia Pty. Ltd.、Roland (Switzerland) AG及びEdirol Europe Ltd.等です。

(3) 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、ボス(株)、ローランド イーディー(株)、ローランド ディー. ジー. (株)及びローランド エンジニアリング(株)は、連結計算書類提出会社と同一です。また、Roland Corporation Australia Pty. Ltd.及びAllans Music Group Unit Trustの決算日は6月30日(中間決算日は12月31日)であり、2005年1月1日から2005年12月31日までの計算書類を使用して

います。上記以外の子法人等の決算日は12月31日であり、当該決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

関係会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品、製品、原材料及び仕掛品

当社及び国内連結子法人等……………主として総平均法による低価法

在外連結子法人等……………主として先入先出法による低価法

貯蔵品……………最終仕入原価法

ハ. デリバティブ……………時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産……………主として定率法

ただし、当社及び国内連結子法人等が1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 31～50年

工具器具備品 2～6年

ロ. 無形固定資産(連結調整勘定を除く)

……………主として定額法

ただし、当社及び国内連結子法人等が所有する市場販売目的のソフトウェアについては販売可能有効期間における見込販売数量に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した後の金額を基礎として、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金……………従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しています。

ハ. 退職給付引当金……………当社及び国内連結子法人等4社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付債務の算出にあたり簡便法を採用していた一部の国内連結子法人等が適格退職年金制度へ移行したことに伴い発生した過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生年度から費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から費用処理しています。

二．役員退職慰労引当金……………当社及び国内連結子法人等4社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2005年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、2005年6月までの在任期間に係る役員退職慰労金については、それぞれの役員の退任時に支給することとし、支給対象期間に係る役員退職慰労金相当額253百万円については、固定負債の「その他」に含めて表示しています。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。なお、在外連結子法人等の資産及び負債は、当該子法人等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、当該子法人等の会計期間における期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は「少数株主持分」及び資本の部における「為替換算調整勘定」に含めています。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

⑥ 消費税等の処理方法

税抜方式で処理しています。

(5) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっています。

(6) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については5年間の均等償却を行っています。

[会計方針の変更]

(固定資産の減損に係る会計基準)

当連結会計年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税金等調整前当期純利益は14,507千円減少しています。

### 3. 連結貸借対照表関係

- (1) 担保に供している資産
- |           |             |
|-----------|-------------|
| 建物及び構築物   | 796,139千円   |
| 機械装置及び運搬具 | 16,175千円    |
| 土地        | 2,033,725千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 21,931,316千円
- (3) 手形割引高 1,312,444千円
- (4) 保証債務 1,081,830千円
- (5) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しています。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出

再評価を行った年月日 2002年3月31日  
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,023,085千円

### 4. 連結損益計算書関係

- (1) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額 6,282,788千円
- (2) 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しています。

場 所	用 途	種 類
静岡県 浜松市	遊休（寮用地として取得）	土地
長野県 松本市	遊休（社宅用地として取得）	土地

当社グループは、事業の種類別セグメントをベースに資産のグルーピングを行っています。また、将来使用が見込まれない遊休資産について個々の物件単位で減損認識を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、14,507千円を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額で評価しています。

- (3) 1株当たり当期純利益 124円65銭
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。
- |              |             |
|--------------|-------------|
| 当期純利益        | 3,208,075千円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 78,000千円    |
| 普通株式に係る当期純利益 | 3,130,075千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 25,111千株    |

### 5. 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度は、勤務期間が1年以上の従業員が退職する場合、退職時までの勤務期間及び退職事由に応じ、退職時の給与等に基づき算定された退職金を支払うこととなっています。この退職金の支払に充てるため、適格退職年金制度を採用し、外部拠出を行っています。なお、一部の在外連結子法人等は、確定拠出型年金制度を設けています。

平成18年4月より退職給付制度の改定を行い、当社及び国内連結子法人等は確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）に移行します。

(2) 退職給付債務に関する事項	
イ. 退職給付債務	△8,374,473千円
ロ. 年金資産	8,529,125千円
ハ. 計(イ+ロ)	154,652千円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△ 236,497千円
ホ. 未認識過去勤務債務	26,145千円
ヘ. 退職給付引当金(ハ+ニ+ホ)	△ 55,697千円
(3) 退職給付費用に関する事項	
イ. 勤務費用	459,218千円
ロ. 利息費用	191,875千円
ハ. 期待運用収益	△ 159,416千円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	227,524千円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	4,357千円
ヘ. その他(注)	116,227千円
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	839,788千円
(注) 確定拠出型年金への掛金拠出額です。	
(4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 数理計算上の差異の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定率法により、発生年度の翌連結会計年度から費用処理しています。)
ホ. 過去勤務債務の処理年数	10年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生連結会計年度から費用処理しています。)
(注) 当社及び国内連結子法人等は、上記適格退職年金制度のほか、総合設立の厚生年金基金として、全国電子情報技術産業厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度です。同基金の年金資産残高のうち、当社及び国内連結子法人等の掛金拠出割合に基づく当連結会計年度末の年金資産残高は5,547,898千円であり、掛金拠出額は270,202千円です。	

6. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価減	546,997千円
たな卸資産未実現利益	528,138千円
有価証券評価差額	637,308千円
賞与引当金否認額	536,220千円
長期未払金否認額	98,425千円
連結子法人等の繰越欠損金	722,764千円
その他	1,346,023千円
繰延税金資産小計	4,415,878千円
評価性引当額	△ 1,669,215千円
繰延税金資産合計	2,746,662千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金・特別償却準備金	△ 49,122千円
連結子法人等及び持分法適用会社の留保利益	△ 694,773千円
その他有価証券評価差額金	△ 550,735千円
その他	△ 214,639千円
繰延税金負債合計	△ 1,509,270千円
繰延税金資産の純額	1,237,391千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がないため、差異原因の記載は省略しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2006年5月13日

ローランド株式会社

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅 賀 裕 幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、ローランド株式会社の2005年4月1日から2006年3月31日までの第34期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いローランド株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2005年4月1日から2006年3月31日までの第34期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2006年5月18日

ローランド株式会社 監査役会  
監査役(常勤) 庄 司 東 生 ⑩  
監査役(常勤) 河 合 保 ⑩  
監 査 役 川 島 実 ⑩  
監 査 役 前 川 三喜男 ⑩

(注) 監査役 川島 実及び監査役 前川三喜男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 貸借対照表

(2006年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )	(47,613,985)	( 負 債 の 部 )	(4,526,239)
流 動 資 産	18,609,417	流 動 負 債	4,178,996
現金及び預金	8,456,937	買掛金	1,974,081
受取手形	193,921	未払金	807,542
売掛金	4,658,869	未払費用	95,966
商品	509,118	未払法人税等	483,881
製品	966,021	預り金	32,715
原材料	309,317	賞与引当金	760,351
仕掛品	681,214	その他	24,457
貯蔵品	503,456	固 定 負 債	347,243
未収入金	1,289,610	退職給付引当金	44,869
繰延税金資産	435,798	長期未払金	92,300
その他	626,061	再評価に係る繰延税金負債	187,289
貸倒引当金	△ 20,910	その他	22,784
固 定 資 産	29,004,568	( 資 本 の 部 )	(43,087,745)
有形固定資産	8,908,274	資 本 金	9,274,272
建物	3,764,076	資 本 剰 余 金	10,800,469
機械及び装置	281,353	資本準備金	10,800,378
工具器具備品	771,169	その他資本剰余金	90
土地	3,957,360	自己株式処分差益	90
建設仮勘定	4,089	利 益 剰 余 金	24,402,361
その他	130,225	利益準備金	847,654
無形固定資産	280,054	任意積立金	21,613,373
ソフトウェア	242,301	特別償却準備金	19,443
その他	37,753	固定資産圧縮積立金	49,929
投資その他の資産	19,816,239	別途積立金	21,544,000
投資有価証券	3,346,155	当期未処分利益	1,941,333
関係会社株式	13,144,541	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,498,983
関係会社出資金	1,462,055	その他有価証券評価差額金	789,739
関係会社長期貸付金	1,189,682	自 己 株 式	△ 680,113
差入保証金	330,960		
繰延税金資産	960,033		
その他	73,032		
貸倒引当金	△ 690,221		
資 産 合 計	47,613,985	負 債 及 び 資 本 合 計	47,613,985

# 損 益 計 算 書

(自 2005年4月1日 至 2006年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
( 経 常 損 益 の 部 )		
営 業 損 益 の 部		
営 業 収 益		
売 上 高		33,457,327
営 業 費 用		
売 上 原 価	24,629,598	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,323,589	31,953,187
営 業 利 益		1,504,139
営 業 外 損 益 の 部		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,273,015	
為 替 差 益	290,968	
そ の 他	24,310	1,588,293
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	591	
そ の 他	11,499	12,090
経 常 利 益		3,080,342
( 特 別 損 益 の 部 )		
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,932	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,160	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	33,954	45,047
特 別 損 失		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	58,706	
固 定 資 産 除 売 却 損	36,614	
関 係 会 社 整 理 損	37,386	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	210,349	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	207,689	
減 損 損 失	14,507	565,253
税 引 前 当 期 純 利 益		2,560,137
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	631,000	
過 年 度 法 人 税 等	79,729	
法 人 税 等 調 整 額	△ 136,336	574,392
当 期 純 利 益		1,985,744
前 期 繰 越 利 益		353,386
中 間 配 当 額		313,892
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額		83,904
当 期 未 処 分 利 益		1,941,333



- 二、役員退職慰労引当金…役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、2005年6月をもって役員退職慰労金制度を廃止しました。これに伴い、2005年6月までの在任期間にかかる役員退職慰労金については、それぞれの役員の退任時に支給することとし、支給対象期間に係る役員退職慰労金相当額92,300千円については、長期未払金として表示しています。

- (6) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税等の処理方法  
税抜方式で処理しています。

[会計方針の変更]

(固定資産の減損に係る会計基準)

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しています。これにより税引前当期純利益は14,507千円減少しています。

3. 貸借対照表関係

- (1) 関係会社に対する金銭債権債務
- |        |             |
|--------|-------------|
| 短期金銭債権 | 4,756,313千円 |
| 長期金銭債権 | 1,189,682千円 |
| 短期金銭債務 | 1,180,696千円 |
- (2) 担保に供している資産
- |        |             |
|--------|-------------|
| 建物     | 792,382千円   |
| 構築物    | 3,757千円     |
| 機械及び装置 | 16,175千円    |
| 土地     | 1,737,879千円 |
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 11,906,267千円
- (4) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している電子計算機等があります。
- (5) 取締役に対する長期金銭債務 88,500千円  
監査役に対する長期金銭債務 3,800千円
- (注) 取締役及び監査役に対する長期金銭債務は、将来の退任時に支給する退職慰労金に係る債務です。
- (6) 手形割引高 352,137千円
- (7) 保証債務 894,358千円
- (8) 土地の再評価  
「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を資本の部に計上しています。
- 再評価の方法  
「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行い算出
- |                                   |               |
|-----------------------------------|---------------|
| 再評価を行った年月日                        | 2002年3月31日    |
| 再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △ 1,023,085千円 |
- (9) 商法施行規則第124条第3号に規定する純資産額 789,739千円

#### 4. 損益計算書関係

- (1) 関係会社との取引高  
 売上高 23,886,979千円  
 仕入高 12,229,244千円  
 営業取引以外の取引高 1,283,643千円
- (2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額 2,469,433千円
- (3) 減損損失

当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

場 所	用 途	種 類
静岡県 浜松市	遊休（寮用地として取得）	土地
長野県 松本市	遊休（社宅用地として取得）	土地

当社は、事業の種類別セグメントをベースに資産のグルーピングを行っています。また、将来使用が見込まれない遊休資産について個々の物件単位で減損認識を行い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、14,507千円を減損損失として特別損失に計上しています。なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、固定資産税評価額で評価しています。

- (4) 1株当たり当期純利益 77円33銭  
 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。  
 当期純利益 1,985,744千円  
 普通株主に帰属しない金額 44,000千円  
 普通株式に係る当期純利益 1,941,744千円  
 普通株式の期中平均株式数 25,111千株

#### 5. 退職給付関係

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、勤務期間が1年以上の従業員が退職する場合、退職時までの勤務期間及び退職事由に応じて、退職時の給与等に基づき算定された退職金を支払うこととなっています。この退職金の支払いに充当するため、適格退職年金制度を採用し、外部拠出を行っています。なお、平成18年4月より退職給付制度の改定を行い、確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）に移行します。

- (2) 退職給付債務に関する事項

イ. 退職給付債務	△5,480,851千円
ロ. 年金資産	5,602,489千円
ハ. 計（イ+ロ）	121,637千円
ニ. 未認識数理計算上の差異	△ 192,653千円
ホ. 未認識過去勤務債務	26,145千円
ヘ. 退職給付引当金（ハ+ニ+ホ）	△ 44,869千円

- (3) 退職給付費用に関する事項

イ. 勤務費用	267,424千円
ロ. 利息費用	126,561千円
ハ. 期待運用収益	△ 105,445千円
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額	139,094千円
ホ. 過去勤務債務の費用処理額	4,357千円
ヘ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ+ホ）	431,991千円

- (4) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
- |  |        |
|--|--------|
| イ. 退職給付見込額の期間配分方法                                      | 期間定額基準 |
| ロ. 割引率   | 2.5%   |
| ハ. 期待運用収益率   | 2.5%   |
| ニ. 数理計算上の差異の処理年数                                       | 10年    |
| (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定率法により、翌期から費用処理しています。)      |        |
| ホ. 過去勤務債務の処理年数   | 10年    |
| (過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により費用処理しています。) |        |
- (注) 当社は、上記適格退職年金制度のほか、総合設立の厚生年金基金として、全国電子情報技術産業厚生年金基金に加入していますが、当該厚生年金基金制度は、退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度です。同基金の年金資産残高のうち、当社の掛金拠出割合に基づく当期末の年金残高は3,115,289千円であり、掛金拠出額は160,471千円であります。

6. 税効果会計関係

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価減	2,086千円
減価償却否認額	91,930千円
関係会社株式評価差額	606,809千円
関係会社出資金評価差額	262,400千円
有価証券評価差額	302,742千円
貸倒引当金否認額	174,196千円
未払事業税否認	98,727千円
未払費用否認額	38,756千円
賞与引当金否認額	302,239千円
退職給付引当金否認額	16,222千円
長期未払金否認額	34,145千円
その他	50,237千円
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>1,980,494千円</b>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金・特別償却準備金	△ 40,173千円
その他有価証券評価差額金	△ 521,031千円
その他	△ 23,457千円
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>△ 584,662千円</b>
<b>繰延税金資産の純額</b>	<b>1,395,831千円</b>

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	39.8%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.3%
法人住民税均等割	0.8%
外国税額控除	△ 4.4%
試験研究費等特別税額控除	△ 6.1%
過年度法人税等	1.6%
その他	0.6%
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>22.4%</b>

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当期未処分利益	1,941,333,743
任意積立金取崩額	
特別償却準備金取崩額	8,481,145
計	1,949,814,888
これを次のとおり処分いたします。	
利益配当金	376,661,115
(1株につき15円)	
役員賞与金	44,000,000
(うち監査役賞与金)	(4,000,000)
任意積立金	
別途積立金	1,100,000,000
次期繰越利益	429,153,773

(注) 2005年12月9日に、313,892,388円(1株につき12円50銭)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2006年5月13日

ローランド株式会社

取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 東 誠一郎 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅 賀 裕 幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ローランド株式会社の2005年4月1日から2006年3月31日までの第34期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2005年4月1日から2006年3月31日までの第34期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務も含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

2006年5月18日

ローランド株式会社 監査役会  
監査役(常勤) 庄 司 東 生 ㊟  
監査役(常勤) 河 合 保 ㊟  
監 査 役 川 島 実 ㊟  
監 査 役 前 川 三喜男 ㊟

(注) 監査役 川島 実及び監査役 前川三喜男は、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第34期利益処分案承認の件

議案の内容は添付書類（31ページ）に記載のとおりであります。

当期末の利益配当金につきましては、今後の事業展開の一層の拡大に備え、企業体質の強化を図るため、内部留保にも配慮いたす一方、当期の業績を勘案のうえ、1株につき15円（年間配当金は中間配当金12円50銭とあわせて27円50銭）とさせていただきますと存じます。

また、役員賞与金につきましては、当期の業績等を考慮して、取締役7名、監査役2名に対して、4,400万円（うち監査役分400万円）支給させていただきたいと存じます。

#### 第2号議案 定款一部変更の件 その1

##### (1) 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が本年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第4条（機関）を新設するものであります。
- ② 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第7条（株券の発行）を新設するものであります。
- ③ 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）第94条、第133条第3項および「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）第161条第4項、第162条第4項の規定に従い、株主総会参考書類等のインターネット開示制度を採用するため、変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ④ 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、変更案第25条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
- ⑤ 上記のほか、定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するとともに、旧商法の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更や字句の修正など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 当社は、ローランド株式会社 と称し、英文では、Roland Corporationと表示する。 (目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと を目的とする。 (1) 電子楽器、電子機器およびその 付属品の製造、販売ならびに修 理 (2) 楽器・音響機器用木工品の製 造、販売ならびに修理 (3) 電気・電子音響機器・映像機器 の製造、販売ならびに修理 (4) 電子楽器・映像機器用ソフト ウェアの製造ならびに販売 (5) 音楽に関する図書の出版ならび に販売 (6) 家具、木工品の製造ならびに販 売 (7) コンピューター機器とその周辺 機器およびコンピューターソフ トウェアの製造ならびに販売 (8) 前各号の製品ならびに楽器の輸 出入業務、レンタルおよび割賦 販売業務 (9) 音楽教室の経営 (10) 音楽に関する各種情報の収集な らびに提供サービス (11) 音楽に関する研修会、講習会の 企画ならびに実施 (12) プラスチック成型加工業 (13) 倉庫業および梱包業	第 1 章 総 則 (商号) 第 1 条 (現行どおり) (目的) 第 2 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(14)総合リース業および金銭の貸付業務</p> <p>(15)損害保険代理業</p> <p>(16)不動産賃貸業</p> <p>(17)株式、社債などの有価証券の取得ならびに運用</p> <p>(18)前各号に関連する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、50,000,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式の数を減ずる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、50,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という）に係わる株券を発行しない</u>。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数とあわせて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる</u>。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く</u>。</p> <p>2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料は、法令または本定款のほか取締役会で定める株式取扱規則による</u>。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない</u>。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ）は、<u>株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる</u>。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く</u>。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する</u>。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社において取扱わない</u>。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項その他定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地においても招集することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p><u>第13条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p><u>第15条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第14条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>2 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第16条</u> 株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印または電子署名を行う</u>。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p><u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第18条</u> 株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第17条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第18条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもってこれを<u>行う</u>。</p> <p>2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p><u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第20条</u> <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>2 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p><u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(選任の方法)</p> <p><u>第20条</u> 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p><u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u>。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬は、株主総会の決議において定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第27条</u> <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p><u>第28条</u> 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第30条</u> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。</p>	<p>(選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p><u>第35条</u> 監査役の報酬は、株主総会において定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p><u>第36条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度の末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p><u>第37条</u> 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第38条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録質権者に、商法第293条ノ5に定める金銭の分配</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u> 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第35条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当</u>（以下「期末配当金」という）を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または<u>登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は<u>その支払の義務を免れる。</u></p>

### 第3号議案 定款一部変更の件 その2

#### (1) 変更の理由

当会社では、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策として、特定の株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株式の買付行為を行おうとする者に対し、事前に当社取締役会に対して十分な情報を提供することと、当社取締役会がその内容の評価を行う一定の評価期間をおくことを要請する大規模買付ルールを策定いたしました。当該ルールが遵守されない場合は、企業価値及び株主共同の利益を保護することを目的として、対抗措置を講じる可能性があります。なお、当該ルールが遵守された場合、当会社の企業価値を著しく毀損することが明白に認められる場合を除き、大規模買付行為に反対する旨の意見表明や代替案の提示による株主の皆様の説得に留め、対抗措置はとりません。新株予約権の無償割当てその他法令及び当会社定款が認めるもののうち、最も適切と当社取締役会が判断したものを対抗措置とすることに備え、現行定款に定める当会社の発行可能株式総数を5,000万株から6,000万株に増加させるものであります。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>50,000,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>60,000,000株</u> とする。

(注) 現行定款につきましては、第2号議案・定款一部変更の件その1をご承認後の定款を記載しております。

#### 第4号議案 取締役9名選任の件

取締役 檀 克義、田中英一、西澤一郎、三木純一、近藤公孝、柳瀬和也、小川 隆、富岡昌弘の8名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	檀 克 義 (1941年12月16日生)	1972年8月 当社入社 1989年2月 当社国内営業部長 1989年6月 当社取締役就任 1993年4月 当社国内営業担当 1994年6月 当社常務取締役就任 1995年6月 当社専務取締役就任 当社営業本部長 兼 海外営業部長 1996年4月 当社代表取締役社長就任 1996年10月 当社海外営業担当 1997年6月 当社営業部門担当 2005年4月 当社代表取締役会長就任（現） （他の法人等の代表状況） Roland Audio Development Corporation取締役 会長	140,965株
2	田 中 英 一 (1958年11月21日生)	1977年3月 当社入社 1991年6月 当社ロッテルダム事務所長 1995年7月 Roland Corporation U.S. 駐在 1997年11月 当社海外営業部長 2001年6月 当社取締役就任 2001年8月 当社営業部門担当（現） 2003年5月 当社ロジャース営業部長 2005年4月 当社代表取締役社長就任（現） 2006年4月 当社M I 開発部門担当及び技術部 門担当（現）	5,851株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
3	西澤 一朗 (1948年6月30日生)	1987年7月 当社入社 1992年4月 当社営業業務部長 1995年6月 当社取締役人事部長就任 1998年4月 当社総務・人事部長 1998年6月 当社常務取締役就任 2001年1月 当社社長室長 2001年8月 当社企画・業務部門担当 2002年4月 当社総務・人事部門担当 業務部門担当(現) 2002年7月 当社社長室長 2005年6月 当社専務取締役就任(現) 2005年7月 当社管理部門担当(現) 2006年4月 監査室担当(現)	8,628株
4	近藤 公孝 (1956年12月8日生)	1980年3月 当社入社 1996年4月 当社D T M P 営業部長 2000年4月 エディロール インターナショナル(株)へ出向 2001年1月 当社D T M P 開発部長 2001年6月 当社取締役就任(現) 2006年4月 当社D T M P 開発部門担当(現)	7,913株
5	三木 純一 (1955年3月1日生)	1977年3月 当社入社 1994年4月 当社細江プロジェクト部マネージャー 1994年6月 当社取締役就任 1996年10月 当社開発担当 1999年6月 当社常務取締役就任 2000年4月 当社都田開発部長 2001年1月 当社マーケティング企画室長 兼 新規-I 開発部長 2001年8月 当社開発部門担当 2002年4月 当社取締役就任(現)、技術サポート部門担当 2003年6月 当社品質保証部担当(現) 2005年7月 当社技術スタッフ部門担当 2006年4月 当社開発スタッフ部門担当(現)	3,449株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
6	柳瀬和也 (1960年10月21日生)	1989年10月 当社入社 1999年6月 当社CKプロジェクト部長 2001年1月 当社ピアノ開発部長 2002年4月 執行役員就任 2005年4月 当社CK開発部門担当 2005年6月 当社取締役就任(現) 2006年4月 当社CK事業部門担当(現)	2,460株
7	富岡昌弘 (1947年1月6日生)	1972年9月 当社入社 1982年9月 当社退社 ローランド ディー・ジー・ (株)入社 同社製造部長 1984年5月 同社常務取締役就任 1986年3月 同社代表取締役社長就任(現) 2005年6月 当社取締役就任(現) (他の法人等の代表状況) ローランド ディー・ジー・(株)代表取締役 社長 Roland DGA Corporation 取締役会長	50,242株
8	Dennis Houlihan [デニス・フーリハン] (1950年3月24日生)	1985年11月 Jordan Kitt's Music, Inc. 入社 同社副社長就任、マーケティング 担当 1989年12月 同社退社 1990年1月 Matsushita Electric Corporation of America入社 1992年4月 同社楽器部門本部長 1993年6月 同社退社 1993年7月 Roland Corporation U.S. 入社 同社取締役社長就任(現) 2005年1月 同社CEO就任(現) (他の法人等の代表状況) Rodgers Instruments LLC 社長 Roland Audio Development Corporation取締役 社長	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の法人等の代表状況、当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
9	John Booth [ジョン・ブース] (1950年2月8日生)	1988年10月 Marantz Hi-Fi (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役社長 1990年6月 同社退社 Yamaha-Kemble Music (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役就任、営業・マーケティング担当 1995年6月 同社退社 Kaman Distribution (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役就任、本部長 1996年1月 同社退社 1996年3月 Roland (U.K.) Ltd. 入社 同社取締役社長就任 (現)	一株

- (注) 1. 取締役候補者 富岡昌弘氏は、ローランド ディー. ジー. 株式会社代表取締役社長であり、当社は同社との間に建物の賃貸借等の取引関係があります。
2. 取締役候補者 デニス・フーリハン氏は、当社の製品販売先であるRoland Corporation U.S. の取締役社長兼CEO、原材料供給先及び製品購入先であるRodgers Instruments LLCの社長であります。
3. 取締役候補者 ジョン・ブース氏は、当社の製品販売先であるRoland (U.K.) Ltd. の取締役社長であります。
4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 各候補者は、2006年5月12日に開催された当社取締役会において決定した当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策に対し、賛成しております。買収防衛策の内容につきましては、「当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策の導入について」(後記ご参考：当社2006年5月12日付プレスリリース)をご参照下さい。

以 上

(ご参考：当社2006年5月12日付 プレスリリース)



2006年5月12日

## 各 位

本店所在地 静岡県浜松市細江町中川2036番地の1  
会社名 ローランド株式会社  
代表者 取締役社長 田中英一  
(コード番号：7944 東証、大証第一部)  
問合せ先 専務取締役 西澤一朗  
T E L 0 5 3 - 5 2 3 - 0 2 3 0 (代表)

### 当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策の導入について

当社は、本日2006年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保及び向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に関する買収防衛策として、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社が発行者である株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付け方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する買収防衛策を以下のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

上記買収防衛策を決定した当社取締役会には、当社監査役4名(内2名は社外監査役)全員が出席し、いずれの監査役も当該買収防衛策導入に賛成する旨の意見を述べました。

注1：特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)並びに当社の株券等(証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及び特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)

を意味します。

注2：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済全株式から、直近の自己株券買付状況報告書に記載された数の保有自己株式を除いた株式の議決権数とします。

注3：株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

## 1. 企業価値及び株主共同の利益向上の取組み

当社は創業以来、日本初、世界初となる最高の性能をもった最高級の製品を世界市場に提供してまいりました。ローランド製品の奏でる世界は今日まで楽器業界に大きな影響を与え、世界の音楽、芸術、文化の向上、振興に大きく貢献してまいりました。当社は、「創造の喜びを世界にひろめよう」、「BIGGESTよりBESTになろう」、「共感を呼ぶ企業にしよう」という3つのスローガンを掲げ、このスローガンに含まれる「創造」、「BEST」、「共感」こそが当社の企業価値を形成し、利益向上の源泉となっております。国内外の関連会社、従業員が一体となって3つのスローガンの実践に努めることが、当社の企業価値を更に向上させ、株主の皆様のご期待に応えることになるものと確信しております。

## 2. 導入の目的

当社取締役会は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、近時の大規模買付行為には、①株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③買付に応じるか否かの判断に足る情報を欠くにもかかわらず、買収者への情報提供要求や買収対象会社株主によるより有利な条件提示の検討を行うに必要な時間と交渉の場を認めないもの等、企業価値及び株主共同の利益を害するものが少なくありません。

この点、当社は、1972年に電子楽器メーカーとして創業し、その翌年には、国産初のシンセサイザー「SH-1000」を発売するなど、常に電子楽器の先駆者として世界の音楽シーンをリードしてきました。近年は、電子楽器の製造・販売にとどまることなく、グループ会社を通じて、長年の電子楽器製造で得た技術資産を活用したコンピュータ周辺機器事業にも注力しております。

時代の変化に柔軟に対応し、多くの日本初、世界初の製品を生み出してきた技術力とグローバルな事業体制をベースに、量的な豊かさではなく質的な豊かさを追及し、「創造」を担うものとしての社会的責任を強く意識するとともに、従業員、顧客、取引先その他のステークホルダー等からの共感を重視することでこれらの方々との間で広く良好な関係を継続してまいりました。

当社は「音」と「音楽」への情熱と、卓越した研究開発力で、世界のスタ

ンダードにもなった数々のオリジナル技術を開発してきました。「ローランド」のブランド価値の維持、向上のためには、クリエイティブな商品の開発力、高度で幅広い知識、ノウハウ等を有する人材の育成、研究開発、グローバルかつ独自の生産・販売体制の整備等が不可欠であると考えております。

当社の経営にあたっては、かかる状況を深く理解し、これら企業価値及び株主共同の利益の源泉を中長期的に確保及び向上させなければならず、大規模買付者がこれを遵守しない場合、当社の企業価値及び株主共同の利益は大きく毀損されることとなります。

加えて、当社グループは海外子会社等を含む多くのグループ関連会社から成り立ち、当該グループ全体で、当社製品の開発・製造・販売・アフターサービス等の一連の複合的な事業を営んでおります。

従って、かかる有機的結合により得られるシナジー、グループ戦略、その他当社の企業価値の要素を十分に把握し、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を正確に判断するに際し、当社取締役会が判断のための情報提供等を行うことが重要であると考えております。

以上から、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた場合、株主の皆様による判断の前提として、当社株主及び当社取締役会に対し、当該大規模買付行為の内容及び当該大規模買付行為が当社の企業価値に与える影響等に関する情報並びに検討のための時間が必要かつ十分に提供され、必要に応じて当社取締役会による代替案の提案や大規模買付者との交渉が実施されるべきであるという結論に至りました。

そこで、当社取締役会は、大規模買付行為が上記見解に基づく合理的なルールに従って行われることが企業価値及び株主共同の利益に資するものと考え、以下のとおり、買収防衛策として、当社株券等の大規模買付行為に際しての事前情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を導入することといたしました。

### 3. 大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付行為に際して、①事前に大規模買付者又は大規模買付提案者（以下「大規模買付者等」と総称します。）から当社取締役会に対して必要十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付行為が開始される、というものです。

## (1) 買付説明書の提出

大規模買付者等には、大規模買付行為実行に先立ち、当社取締役会に対して、別途当社の定める書式により、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提供していただきます。買付説明書には、大規模買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。

## (2) 大規模買付者等に対する情報提供要求

当社取締役会が買付説明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者等には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての評価、検討、交渉、意見形成、代替案の作成等（以下「評価等」といいます。）に足る必要十分な以下①から⑥に記載する各情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。なお、当社取締役会が社外監査役及びファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家であり、かつ当社から独立した第三者（以下「外部専門家」といいます。）による助言等を検討した結果、当初提供していただいた情報だけでは当社取締役会による評価等を行うに不十分であると判断した場合、必要十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合、適切な時期及び方法をもってその全部又は一部を開示します。なお、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、適時開示に関する法令及び取引所の規則に従い開示します。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的及び内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）
- ③ 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策その他買付後における当社の従業員、

取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑥ その他取締役会が合理的に必要なと判断する事項

(3) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、当社の事業内容評価の困難さに鑑み、評価等の難易度に応じて、当社取締役会が、大規模買付者等に対し、大規模買付情報の必要十分な提供が完了した旨を証する書面を交付した日から起算して、最長60日間（但し、当社取締役会は大規模買付内容の評価等に必要な範囲内で、当該期間を最長30日延長することができるものとし、必要と判断すれば、30日を超えて再延長することができるものとします。延長及び再延長を行う場合、延長の理由、延長期間その他当社取締役会が適切と認める事項について、当該延長の決議後、速やかに情報開示を行うものとします。）が、当社取締役会による評価等のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として与えられ、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後のみ開始されるべきであると考えます。

(4) 当社取締役会による評価等

取締役会評価期間中、当社取締役会は、社外監査役及び外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報等を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめた上で、これを開示します。また、必要に応じ、大規模買付者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

4. 大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置

大規模買付者等によって大規模買付ルールが遵守されない場合、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が認めるもの（以下「対抗措置」といいます。）を講じ、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択するものとします。但し、当社取締役会が対抗措置として一定の割当日現在の株主に対し新株予約権の無償割当てをすることを選択した場合、当社株式1株につき新株予約権1個の無償割当てをするものとします。

また、新株予約権の無償割当てその他法令及び当社定款が認めうるもののうち、最も適切と当社取締役会が判断したものを対抗措置とすることに備え、本年6月開催の当社定時株主総会において、当社株式の授權資本枠を現状の5千万株から6千万株へ拡大する定款変更議案を上程することといたしました。

た。

対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、別紙記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件及び取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条件等を設けることがあります。

なお、大規模買付ルールが遵守された場合、当社の企業価値を著しく毀損することが明白に認められる場合を除き、大規模買付行為に反対する旨の意見表明や代替案の提示による株主の皆様の説得にとどめ、上記のような対抗措置はとりません。

## 5. 株主・投資家に与える影響等

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

大規模買付ルールは、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要十分な情報若しくは時間又は現に当社の経営を担っている当社取締役会の見解を提供し、さらには、当社株主の皆様が当社取締役会の提案を受ける機会を保証することを目的としています。

これらにより、株主の皆様は、必要十分な情報の下で大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、また、当社取締役会と大規模買付者等の間の交渉が実施されることにより、当初表面化していなかった事情が反映された正当な評価に基づく買付価格となり、そのことが企業価値及び株主共同の利益の保護につながるものと考えております。

従って、大規模買付ルールの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益につながるものと考えております。

### (2) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、企業価値及び当社株主共同の利益の確保及び向上を目的として対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者等は除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被ることは想定しておりません。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合、法令及び証券取引所規則等に従って適切な開示を行います。

なお、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の基準日まで、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた新株予約権の行使及び取得の手続きについて当社株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

① 新株予約権を行使する場合

株主の皆様が新株予約権を行使する場合、新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込をしていただく必要があります。かかる手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てをすることになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

② 新株予約権を取得する場合

当社が新株予約権を取得する場合、当該取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は上記①の新株予約権の行使に係る手続を取る必要はなく、当社が新株予約権を取得し、株主の皆様はこれと引換えに当社株式等の交付を受けることとなります。

## 6. 大規模買付ルールの有効期限

当社は、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任される体制にあります。現在の当社取締役の任期は本年6月の定時株主総会終了時までです。本年6月開催の当社定時株主総会において、取締役9名の選任をお願いする予定であり、当該ルールの導入に反対の当社株主の皆様にはこの議案に反対いただくことで、当社株主の皆様の意思を確認し、支持が得られない場合、本件導入を撤回する予定です。なお、本年6月開催の当社定時株主総会で選任が予定されている取締役候補者9名は、当該ルールの導入について、いずれも賛成の意思を表明しております。

以後、当該ルールの継続又は改廃は、毎年の当社定時株主総会において当社株主の皆様により選任された取締役によって構成され、定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において決せられることとなります。

なお、大規模買付ルールが継続される場合にも、当社取締役会は、今後の法令の制定・改正等を踏まえ、企業価値及び当社株主共同の利益の観点から、当該ルールを随時見直してまいります。

以 上

(別紙)

## 新株予約権の無償割当てをする場合の概要

### 1. 割当対象株主

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

### 2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株あたりの価額は金1円以上とする。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### 6. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が定める日（以下「取得日」という。）をもって、当社取締役会の定める日の前日までに未行使の新株予約権（但し、下記7.の規定に従い定められた行使条件等により新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき、1株の当社普通株式を交付することができる。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

以 上

メモ欄

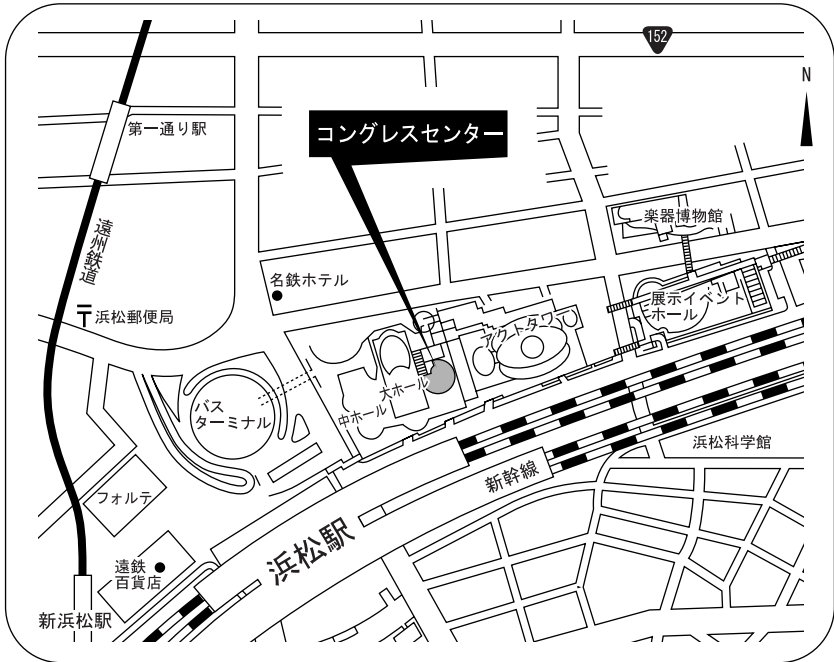
メモ欄

メモ欄

# 株主総会会場ご案内図

会 場 静岡県浜松市板屋町111番地の1  
アクトシティ浜松コンgresセンター 4階 41会議室  
電話 053-451-1111

交 通 JR浜松駅北口下車 徒歩5分  
○ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承ください  
ますようお願い申し上げます。



(開催場所が前回と異なっておりますのでお気をつけください。)